平成２１年（フ）第１８６２号
札幌市北区北32条西９丁目２番１―107号
債務者　松本　建二
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５号
北海道網走郡美幌町字田中国有地
債務者　高畑　慎吾
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
埼玉県川口市並木３丁目28番９―404号　クリオ西川口六番館、旧住所北海道札幌市豊平区豊平７条10丁目４番３号　エンゼルハイム202号
債務者　小池真寿美（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
埼玉県川口市末広３丁目16番18号
債務者　石崎すみ子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
埼玉県春日部市西金野井42番地１　庄和西金野井団地１号棟302号
債務者　岸本まさ子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
千葉県旭市ニの5870番地７　相馬みどり団地東棟
債務者　遠藤香代子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５号
千葉県東金市前之内290番地
債務者　斎藤　光枝
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７８号
静岡県駿東郡長泉町下土狩910番地の７　諏訪部ハイツ303号
債務者　小山　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
静岡県沼津市東椎路1047番地の５
債務者　石川　正枝
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
静岡県伊東市宇佐美645番地の６　山田住宅１―402号
債務者　赤池富美子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
静岡県三島市谷田小山押切1254番地の１
債務者　南川　陽伸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
静岡県田方郡函南町上沢435番地の179
債務者　櫻井　　靖
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
静岡県田方郡函南町桑原1037番地の５
債務者　庭野　洋光
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
静岡県駿東郡長泉町竹原370番地の４　竹原ハイツ307号
債務者　小西　博子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
静岡県熱海市昭和町５番２号　江馬ビル401
債務者　菊地　康子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９２３号
名古屋市天白区野並３丁目199番地の１　真栄マンション野並103号
債務者　大石　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２４号
名古屋市天白区野並３丁目199番地の１　真栄マンション野並103号
債務者　大石　政治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８１号
名古屋市北区清水２丁目２番５号
債務者　東洋テックこと横田浩鎭こと　朴　浩鎭
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部